

登録商標「名奉行金さん」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 22(行ケ)10152・平成 23 年 2 月 28 日(3 部)判決 請求棄却

【キーワード】

「金さん」、「遠山金四郎」、観念類似

【事 実】

1 特許庁における手続の経緯等

- (1) 原告(株式会社サンセイアールアンドディ)は、商標登録第 5 2 0 2 7 3 7 号(平成 2 0 年 5 月 1 4 日出願,平成 2 1 年 2 月 6 日設定登録。以下「本件商標」という。)の商標権者である。本件商標は、「名奉行金さん」の文字を標準文字で表記されたものであり、その指定商品は、第 2 8 類「遊戯用器具」である。
- (2) 被告(東映株式会社)は、平成 2 1 年 7 月 3 日、特許庁に対し、本件商標登録の無効審判(無効 2 0 0 9 - 8 9 0 0 7 9 号事件)を請求し、本件商標が、被告を商標権者とする商標登録第 4 7 0 0 2 9 8 号(平成 1 4 年 1 1 月 1 2 日出願,平成 1 5 年 8 月 1 5 日設定登録。「遠山の金さん」の文字を標準文字で表記されたものであり、その指定商品に遊戯用器具を含む。以下「引用商標」という。)と類似し、他人の業務との混同を生じさせるので、商標法 4 条 1 項 7 号, 1 1 号, 1 5 号に該当すると主張した。
- (3) 特許庁は、平成 2 2 年 4 月 5 日、「登録第 5 2 0 2 7 3 7 号の登録を無効とする。」との審決をし、その謄本は同月 1 5 日に原告に送達された。

2 審決の理由

審決の理由は、別紙審決書写しのとおりである。要するに、本件商標は、商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当し、同条の規定に違反して登録されたから、同法 4 6 条 1 項の規定により、本件商標登録を無効とする、というものである。

【判 断】

当裁判所は、本件商標と引用商標とは類似し、商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当するものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

1 事実認定

(1) 本件商標と引用商標の外観、称呼、観念

本件商標は、「名奉行金さん」の文字を標準文字で表記したものであり、一連に表記されているため、「名奉行金さん」との外観を生じ、「メイブギョウキンサン」との称呼が生じる。一方、引用商標は、「遠山の金さん」の文字を標準文字で表記したものであり、一連に表記されているため、「遠山の金さん」との外観を生じ、「トオヤマノキンサン」との称呼が生じる。そ

うすると、本件商標と引用商標は、「金さん」との外観及び「キンサン」との称呼において共通するが、全体としては類似しない。

ところで、遠山金四郎は、江戸時代後期に江戸町奉行等を歴任した実在の人物であるが、遅くとも明治時代中期より歌舞伎、小説、映画、テレビ時代劇を通じて、「遠山の金さん」などと称呼されて大衆に親しまれており、時代劇等で取り上げられたエピソードの真偽はさておき、下情に通じた名奉行という人物像が広く一般に認識されていると認められる（甲21ないし37、乙2、3の1及び2、同5の1及び2、同6、8、10、11）。そうすると、本件商標「名奉行金さん」の語から、需要者、取引者をして、歴史上の人物である「遠山金四郎」、及び時代劇等で演じられる「名奉行として知られている遠山金四郎」の観念を生じさせる。また、引用商標「遠山の金さん」の語からも、需要者、取引者をして、歴史上の人物である「遠山金四郎」、及び「名奉行として知られている遠山金四郎」の観念を生じさせるから、本件商標と引用商標は、観念において同一又は類似であるといえる。

(2) 取引の実情等について

ア パチンコ機等の販売形態

パチンコ機等は、製造業者と遊技場営業者（パチンコホール）ないし販売代理店（代行店）との間で売買されることが多いものの、ゲームセンターなどに売買されたり、インターネットオークションで中古品が売買されたりもしており、個人向けの中古品販売業者も多数存在している。また、パチンコ業界では、1990年代後半から、「版權モノ」又は「タイアップ機種」と呼ばれるテレビアニメ、テレビドラマ、映画、漫画等のキャラクターを使用したパチンコ機の人気が高まり、特に近年では、出玉に応じて液晶画面に動画が流れる演出が人気となっており、「水戸黄門」、「宮本武蔵」、「じゃりん子チエ」、「キン肉マン」、「シティーハンター」、「桃太郎侍」、「銭形平次」、「織田信長」、「石川五右衛門」など、複数の機種に同様のキャラクターが使用される場合もある（甲38ないし43、56ないし58、乙19ないし22、32）。

イ 本件商標の使用状況等

原告のパチンコ機（甲54。いわゆるCR機）には、盤面左上隅に、俳優松方弘樹が肩から腕にかけての桜の花びらの入れ墨を見せるように右片肌を脱いだ状態の写真が掲載され、盤面中央のディスプレイ上部に「CR松方弘樹の」の文字（青色）が、その下に「名奉行金」の文字（桃色。「名奉行」の文字に比べ、「金」の文字は約2倍、「CR松方弘樹の」の文字は約半分の大きさ）がそれぞれ横書きで記載されている（なお、ハンドル中央及びパチンコ機最下部には「Sansei R & D」との文字が記

載ないし刻印されている。)。

なお、上記パチンコ機の販売促進資料の表紙(甲47)には、遠山金四郎に扮した俳優松方弘樹の写真が掲載され、その右上の円内に縦書きで「CR松方弘樹の」「名奉行」「金さん」との文字が3行にわたり記載されている。また、上記パチンコ機のテレビコマーシャル(乙28)には、遠山金四郎に扮した俳優松方弘樹が映し出され、画面中央に縦書きで「CR松方弘樹の」「名奉行」「金さん」との文字が3行にわたり表記された画像が存在する。

ウ 引用商標の使用状況等

被告から引用商標使用のライセンスを受けた株式会社大一商会(以下「大一商会」という。)のパチンコ機(甲54,乙14。いわゆるCR機)には、盤面左隅に、俳優橋幸夫が肩から腕にかけての桜の花びらの入れ墨を見せるように右片肌を脱いだ状態の写真が掲載され、盤面右側には、中央ディスプレイを取り囲むように形成された三日月状の飾りの上に縦書きで「遠山の金さん」の文字(「遠山」「金」の文字に比べて「の」「さん」の文字は約半分の大きさ。いずれも桃色及び乳白色のまだら模様)が記載されている(なお、盤面右下隅及びパチンコ機両側には「DAIICHI」との文字が記載ないし刻印されている。)。

なお、大一商会のホームページ(乙14)には、遠山金四郎に扮した俳優橋幸夫の写真が掲載され、中央やや上部に横書きで「遠山の金さん」との文字が記載されている。

2 判断

上記の認定事実によれば、本件商標及び引用商標は、主としてパチンコ機等において使用されているところ、パチンコ機等の取引者、需要者は、製造業者、遊技場営業者(パチンコホール)、販売代理店(代行店)、ゲームセンター及び中古品販売業者などのほか、中古品等を売買する個人も含まれることが認められる。また、パチンコ業界では、近年、「版權モノ」又は「タイアップ機種」と呼ばれるパチンコ機の人気が高まり、テレビアニメ、テレビドラマ、映画、漫画等のキャラクターを使用する例が少なくない。そして、パチンコ機等の大部分は、遊技場(パチンコホール)に設置され、遊技者はパチンコ機等を売買することはないが、パチンコ機等に付された商標によりパチンコ機等の出所を認識、識別した上で利用するのが通常であり、また、遊技者の嗜好や人気は遊技場営業者(パチンコホール)や販売代理店(代行店)がどの機種を取扱うかということに大きく影響するから、遊技者の認識等をも考慮して、商標の類否を判断することが合理的である。

以上の取引等の実情を総合考慮するならば、本件商標と引用商標とは、外観、

称呼において、その全体を一連に把握すると類似しない点があるものの、歴史上の人物である「遠山金四郎」、及び時代劇等で演じられる「名奉行として知られている遠山金四郎」との観念を生じる点において類似することから、商品の出所につき誤認混同のおそれを生じさせるというべきである。また、本件商標の指定商品である「遊戯用器具」は、引用商標の指定商品にも含まれており同一である。したがって、本件商標と引用商標とは類似する。

3 原告の主張について

原告は、「名奉行の遠山金四郎」又は「遠山金四郎」との観念を生じる文字商標が複数の業者に使用されており、引用商標には独創性もないから、本件商標と引用商標との間において誤認混同のおそれは生じないと主張する。しかし、「名奉行の遠山金四郎」又は「遠山金四郎」との観念を生じる文字商標が複数の業者に使用されているとしても、指定商品との関係においては、引用商標が被告の業務に係る商品の出所識別機能が弱いとはいえず、また、出所識別力を有しないともいえない。この点の原告の上記主張は採用できない。

また、原告は、パチンコ機等においては、歴史上の同一人物の氏名・略称等を含む商標が併存する事例があるとも主張する。しかし、パチンコ機等において、歴史上の同一人物の氏名・略称等を含む商標が併存する例があったとしても、そのような事情をもって本件商標と引用商標の類否判断に影響を及ぼすとはいえず、原告の上記主張は採用の限りでない。

さらに、原告は、パチンコ機等の取引における需要者、取引者が、遊技場営業者（パチンコホール）及び販売代理店（代行店）に限られることを前提に、パチンコ機等の取引は特殊であり、行政上の規制等を通じて商品の正確な特定がなされるから、本件商標と引用商標が誤認混同されるおそれはないと主張する。しかし、前記のとおり、パチンコ機等の需要者、取引者には、遊技場営業者（パチンコホール）及び販売代理店（代行店）のみならず、ゲームセンター、中古品販売業者、中古品等を売買する個人及び遊技者も含まれるから、原告の上記主張はその前提において失当であり、採用することができない。

4 結論

以上によれば、原告主張の取消事由は理由がない。その他、原告は、縷々主張するが、いずれも理由がない。よって、原告の本訴請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．被告（審判請求人）が有する先登録商標と原告（審判被請求人）が有する後登録商標とが、同一人物を表わす「遠山の金さん」と「名奉行金さん」であることは、平均的な日本人であれば常識として知っている人名である。

それを特許庁が、同一の指定商品「遊戯用器具」において、非類似と判断して後願商標を登録したところに問題があった。形式的に言えば、外観，称呼は非類似と見えるかも知れないが、「金さん」の文字は同一であってみれば、彼が「遠山の」と言われようが、「名奉行」と言われようが、実質的に同一人物（歴史上の实在人物か否かは別として）であると認定しなければ、特許庁の審査が泣くというものである。

２．そのところを知財高裁は的確に認識されたから、「観念」の観点から類似すると判断したわけである。妥当というべきである。

３．それにしても近頃のパチンコ機をはじめとする遊技機業界は、テレビアニメやマンガに登場するキャラクターを使用する例が普及しており、商品化権問題も多彩な場면을展開しているといえる。すると、パチンコ台を囲んで遊技に登場する各種のキャラクターと遊技機の商標問題が絡んでくるが、本件はそのような事案の一つである。

本件登録商標

- (1 9 0) 【発行国】日本国特許庁 (J P)
- (4 5 0) 【発行日】平成 2 1 年 3 月 1 0 日 (2 0 0 9 . 3 . 1 0)
- 【公報種別】商標公報
- (1 1 1) 【登録番号】商標登録第 5 2 0 2 7 3 7 号 (T 5 2 0 2 7 3 7)
- (1 5 1) 【登録日】平成 2 1 年 2 月 6 日 (2 0 0 9 . 2 . 6)
- (5 4 1) 【登録商標 (標準文字) 】名奉行金さん
- (5 0 0) 【商品及び役務の区分の数】 1
- (5 1 1) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第 2 8 類 遊戯用器具
- 【国際分類第 9 版】
- (2 1 0) 【出願番号】商願 2 0 0 8 - 3 7 0 0 9 (T 2 0 0 8 - 3 7 0 0 9)
- (2 2 0) 【出願日】平成 2 0 年 5 月 1 4 日 (2 0 0 8 . 5 . 1 4)
- (7 3 2) 【商標権者】
- 【識別番号】 5 9 9 1 0 4 1 9 6
- 【氏名又は名称】株式会社サンセイアールアンドディ
- 【住所又は居所】愛知県名古屋市中区丸の内 2 丁目 1 1 番 1 3 号

引用登録商標

(1 9 0) 【発行国】日本国特許庁 (J P)

(4 5 0) 【発行日】平成 1 5 年 9 月 1 6 日 (2 0 0 3 . 9 . 1 6)

【公報種別】商標公報

(1 1 1) 【登録番号】商標登録第 4 7 0 0 2 9 8 号 (T 4 7 0 0 2 9 8)

(1 5 1) 【登録日】平成 1 5 年 8 月 1 5 日 (2 0 0 3 . 8 . 1 5)

(5 4 1) 【登録商標 (標準文字) 】遠山の金さん

(5 0 0) 【商品及び役務の区分の数】 2

(5 1 1) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第 9 類 耳栓，加工ガラス（建築用のものを除く。），アーク溶接機，金属溶断機，電気溶接装置，オゾン発生器，電解槽，検卵器，金銭登録機，硬貨の計数用又は選別用の機械，作業記録機，写真複写機，手動計算機，製図用又は図案用の機械器具，タイムスタンプ，タイムレコーダー，パンチカードシステム機械，票数計算機，ビリングマシン，郵便切手のはり付けチェック装置，自動販売機，ガソリンステーション用装置，駐車場用硬貨作動式ゲート，救命用具，消火器，消火栓，消火ホース用ノズル，スプリンクラー消火装置，火災報知機，ガス漏れ警報器，盗難警報器，保安用ヘルメット，鉄道用信号機，乗物の故障の警告用の三角標識，発光式又は機械式の道路標識，潜水用機械器具，業務用テレビゲーム機，電動式扉自動開閉装置，乗物運転技能訓練用シミュレーター，運動技能訓練用シミュレーター，理化学機械器具，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，測定機械器具，配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，電池，電気磁気測定器，電線及びケーブル，電気アイロン，電気式ヘアカーラー，電気ブザー，電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品，磁心，抵抗線，電極，消防艇，ロケット，消防車，自動車用シガライター，事故防護用手袋，防じんマスク，防毒マスク，溶接マスク，防火被服，眼鏡，家庭用テレビゲームおもちゃ，携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及び C D - R O M ，パチンコ型スロットマシン，その他のスロットマシン，ウエイトベルト，ウエットスーツ，浮袋，運動用保護ヘルメット，エアタンク，水泳用浮き板，レギュレーター，メトロノーム，電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及び C D - R O M ，計算尺

第 2 8 類 スキーワックス，遊園地用機械器具（業務用テレビゲーム機を除く。），愛玩動物用おもちゃ，おもちゃ，人形，囲碁用具，歌がるた，将棋用具，さいころ，すごろく，ダイスカップ，ダイヤモンドゲーム，チェス用具，チェッカー用具，手品用具，ドミノ用具，トランプ，花札，マーじゃん用具，

遊戯用器具，ビリヤード用具，運動用具，釣り具，昆虫採集用具

【国際分類第8版】

(210) 【出願番号】商願2002-95791 (T2002-95791)

(220) 【出願日】平成14年11月12日 (2002.11.12)

(732) 【商標権者】

【識別番号】592068428

【氏名又は名称】東映株式会社

〔牛木 理一〕